被災者が受診した場合の窓口の取扱い

保険証を紛失、提示できない場合でも保険診療は可能

今回の震災により被災地を離れ富山に避難、移住された方が、県内の医療機関を受診されるケースが増えています。

厚労省は、震災で保険証を紛失した場合や、家屋の全半壊等甚大な被害を被っている被災者が受診した場合の医療機関窓口での取扱いを示しています。

今回の震災における特例として、被災者が保険証を紛失、提示できない場合でも、氏名、生年月日等を確認の上保険診療を行うことが可能とされました。

被災された方が医療機関を受診した場合、窓口では「保険証の有無」「一部負担金『免除・猶予』に該当するか否か」を確認し、その内容によって窓口での対応、保険請求の方法が異なります。協会では、患者さんに記入してもらえれば必要事項が判断できる問診票を作成しました。必要な場合は協会までご連絡ください。

なお、診療報酬請求書等の記載や編てつ方法など請求実務について詳しくは各審査支払機関にお問い合わせください。

被災者が医療機関を受診した場合の対応

震災により保険証を紛失・提示できない場合でも保険診療は可能

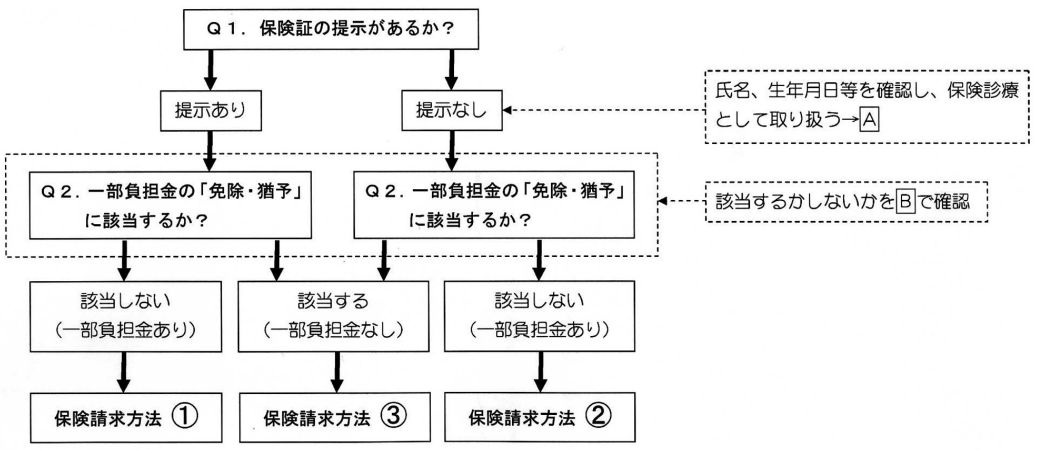

A．被災者が保険証を医療機関に提示できない場合

氏名、生年月日等を確認し保険診療として取り扱う

保険証が提示できない場合でも、加入している保険の種別ごとに以下の内容を確認し、通常の保険診療と同様に扱うことができます（確認事項を診療録に記録しておく）。

また、公費負担医療についても、手帳や医療券等が提示できない場合でも、各制度の対象者であることの申し出があれば公費請求可能とされています。

保険種別	確認事項
社会保険（高齢受給者含む）	①氏名、②生年月日、③事業所名 一部負担金が「免除・猶予」になる場合は、さらに ④住所、⑤連絡先
国保（高齢受給者含む） 後期高齢者	①氏名、②生年月日、③住所 一部負担金が「免除・猶予」になる場合は、さらに ④連絡先、⑤国保組合の場合は組合名

B．被災者の一部負担金が免除・猶予となる場合

一部負担金の免除・猶予の適用となるのは、
①被災者の住所が厚労省の指定する対象地域に該当すること、
②深刻な被災状況について申し出があること、
の２点を満たす場合とされています。

免除・猶予に該当する場合、患者は当面５月診療分までの一部負担金等の支払いが免除・猶予されます。この場合、医療機関はＡの表にある「確認事項」の内容を診療録に記録し、一部負担金分を含めて10割分を保険請求します。

対象者（①②の両方を満たす者）	①“一部負担金特例措置の対象地域”に住所がある者 ※適用市町村から他の地域に転入（避難）した場合を含む
	②次のア～力のいずれかに該当すると申し立てをした者 ア、住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした状態 イ、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った状態 ウ、主たる生計維持者が行方不明の状態 エ、主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した状態 オ、主たる生計維持者が失職し、現在収入がない状態 力、原子力発電所災害による立ち退き、屋内退避対象地域（福島第１原発から半径 30 ㎞、第２原発から 10 ㎞以内）から避難してきた状態
猶予の種類等	当面５月までの診療分及び調剤分の一部負担金箸について、５月末日まで徴収を猶予する。医療機関で対象になる負担金は次のとおり ・一部負担金 ・食事療養標準負担額、生活療養標準負担額 ・保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費の自己負担額

一部負担金特例措置の対象地域

青森県	八戸市、上北郡おいらせ町
岩手県	全域
宮城県	全域
福島県	全域
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、那珂市、筑西市、稲敷市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町
長野県	下水内郡栄村
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

請求方法①「保険証」あり、「一部負担金」あり

被災者であっても、保険証の提示があり一部負担金の支払免除・猶予に該当せず、一部負担金を徴収している場合は、通常の患者と同様の保険請求となります。

請求方法②「保険証」なし、「一部負担金」あり

記号・番号が不明の場合は欄外に赤色で「不詳」と記載

患者が保険証を提示できない場合は、氏名、生年月日等を窓口で確認する他、保険請求に際しては可能な限り保険者等を記載することが求められています。しかし、保険者や記号・番号が確認できない場合に以下の内容を記載し請求します。

保険が社保か国保かを確認できない場合は、医療機関において可能な限り確認した上で個別に判断し、支払基金か国保連のいずれかに提出します。

紙レセプトの場合

保険種別（請求先）	レセプト記載等
社保（支払基金）	レセプト欄外上部　→　「事業所名」を記載 同　上　→　赤色で「不詳」と記載 ※保険者番号、記号・番号が確認できる場合は所定の欄に記載
国保・後期高齢者（国保連合会）	社保の「事業所名」に替えて「住所」を記載 その他は社保と同様
不明（医療機関の判断で、基金か国保のどちらかに請求）	「連絡先（確認できた場合）」を欄外上部に記載 その他は上記と同様に記載

電子レセプトの場合

保険種別（請求先）	レセプト記載等
社保（支払基金）	保険者番号　→　「９９９９９９９９」（８桁） 摘要欄　→　「事業所名」を先頭に記載 「連絡先（確認できた場合）」を摘要欄の「事業所名」に続けて記載 記　号　→　記載しない 番　号　→　「９９９９９９９９９」（９桁） 摘要欄　→　「不詳」と記載 ※保険者番号、記号・番号が確認できる場合は通常通り記載
国保・後期高齢者（国保連合会）	社保の「事業所名」に替えて「住所」を記載 その他は社保と同様
不明（医療機関の判断で、基金か国保のどちらかに請求）	「連絡先（確認できた場合）」を欄外上部に記載 その他は上記と同様に記載

請求方法③「一部負担金」の免除・猶予（「保険証」あり・なし両方）

レセプトの欄外上部に赤色で「災１」と記載

保険者番号、記号・番号が確認できる場合は通常通り記載し、確認できない場合は請求方法②の方法により記載します。合わせて一部負担金の免除・猶予に該当する場合、以下の内容を記載し請求します。

請求方法	レセプト記載等
紙レセプト	レセプト欄外上部　→　「災１」と記載 一部負担金欄　→　「支払猶予」と記載 同一の患者で徴収猶予と猶予に該当しないレセプトがある場合は、双方を２枚１組にして通常のレセプトとは別に束ねて請求する 同一の患者で徴収猶予とそれ以外の診療を区別することが困難なレセプトは、欄外上部に赤色で「災２」と記載
電子レセプト	紙レセプトの「災１」に該当する場合は、レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「９６」、保険者レコードの減免区分に「３」、摘要欄の先頭に「災１」と記載 紙レセプトの「災２」に該当する場合は、レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「９７」、保険者レコードの減免区分に「３」、摘要欄の先頭に「災２」と記載